

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 の改正内容の概要

1 改正内容

- ◎ 幼保連携型認定こども園の副園長・教頭の資格要件に係る特例の期間の延長
 - ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）第5条第3項に規定する園児の年齢別の職員配置の員数に含めることができる副園長又は教頭の資格要件として、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限ることとされているところ、基準省令附則第3条の規定により、特例として、同条の施行の日（平成27年4月1日）から10年間（令和6年度末まで）に限り、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、職員配置の員数に含めることができるとされています。
 - ・ このたび、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第3号。以下「一部改正命令」という。）により、本特例の期間が2年間延長され、12年間（令和8年度末まで）とされました。
 - ・ 本県においては、秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第57号）第3条の規定により、基準省令に定めるものをもって本県における基準とすることとされていますが、このたび改正のあった内容に対応し、基準省令よりも厳格な基準として扱う本県独自の基準は設けず、改正後の基準省令の規定を本県における基準とします。

2 施行期日

一部改正命令は、令和6年9月27日から施行しています（本改正が現に効力を発揮するのは令和7年4月1日からとなります。）。

3 根拠法令等

- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項
- ・ 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項及び附則第3条

※ 改正内容については、別添官報の写し等をご覧ください。